

「旭市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の任免や給与、勤務時間、服務など市の人事行政の運営状況を公表します。

1 職員の任免と職員数

市では、本格的な少子・高齢社会の到来、地方分権の進展など社会情勢が大きく変化している中、適正な職員配置と効率的な執行体制を確立するため「定員適正化計画」を策定し、職員数の削減に取り組んでいます。

平成17年度に策定した第1次定員適正化計画(5年間：削減目標65人、最終実績80人)、平成22年度からスタートした第2次定員適正化計画(5年間：削減目標50人、最

終実績69人)では、いずれも計画に掲げた目標を上回る職員数の削減を達成しました。

平成26年度に策定した第3次定員適正化計画では、平成33年度までの7年間で職員数40人(5.6%)の減を目指しており、3年目となる平成29年度までの実績は29人の減となっています。今後も市民サービスの維持・向上を図りつつ、計画達成に向けた職員数の削減に努めていきます。

(1) 第3次定員適正化計画の進捗状況

各年度の4月1日現在

区分	削減目標		職員数(実績)		増減	備考
	平成27～33年度	平成26年度(基準年)	平成29年度(3年目)			
一般行政部門	▲29人	444人	435人	▲9人		
特別行政部門	▲11人	198人	182人	▲16人		
公営企業等部門	0人	66人	62人	▲4人	旭中央病院除く	
合計	▲40人	708人	679人	▲29人		

注 職員数は、一部事務組合などへの派遣職員を含みます。

(2) 職員の採用と退職者

区分	平成29年度採用者数	平成28年度中退職者数
市長部局等	14人	24人
消防	4人	7人
合計	18人	31人

注 市長部局等は議会、教育委員会、監査委員、農業委員会の事務局を含みます。採用者数は平成29年4月1日付けの採用人数です。

平成29年4月1日現在

(3) 一般行政職の級別職員数

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	合計
標準的な職務内容	主事・技師	主事・技師	副主査・主任主事	主査	副主幹	副課長	課長	
職員数	30人	39人	109人	65人	57人	35人	25人	360人
構成比	8.3%	10.8%	30.3%	18.1%	15.8%	9.7%	6.9%	—

注 一般行政職とは、税務職、医療技術職、看護・保健職、福祉職、消防職、企業職、技能労務職などに該当しない職員をいいます。標準的な職務内容は、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

2 職員の給与

(1) 普通会計決算額

区分	平成28年度
歳出総額	316億9,113万円
うち人件費	54億7,514万円
人件費率	17.3%

注 人件費には、特別職(市長、副市長、市議会議員など)、非常勤職員に支給される給料・報酬などを含みます。

国民健康保険事業会計(施設勘定)、介護保険事業会計、下水道事業会計、農業集落排水事業会計、公営企業会計(水道・病院)は除きます。

(2) 職員給与費の状況

区分	平成28年度
給料	23億9,517万円
職員手当	3億5,164万円
期末・勤勉手当	9億770万円
合計	36億5,451万円

注 職員手当とは、扶養手当、住居手当、通勤手当、管理職手当、時間外勤務手当などの各種手当をいいます。

期末・勤勉手当とは、いわゆるボーナスです。

(3) 特別職の報酬など

平成29年度

区分	報酬など	期末手当
市長	774,000円	6月期 2.075月分
副市長	640,000円	
議長	395,000円	12月期 2.325月分
副議長	365,000円	
議員	340,000円	計 4.4 月分

注 期末手当には一般職と同様の加算措置があります。

(4) 職員給与の内容

平成29年度

区分	内容																
毎月決まって支給	給料	職務の種類と内容に応じて給料表に定める額															
	扶養手当	配偶者/10,000円 子/8,000円 父母など/6,500円 ※16歳から22歳までの子1人5,000円加算															
	地域手当	医師である職員に対して、給料、扶養手当、管理職手当の10%を支給															
	住居手当	借家について、家賃(12,000円を超える場合に限り)の額に応じて27,000円を限度に支給															
	通勤手当	電車、バスを利用する場合/定期代など全額支給 乗用車などを使用する場合/使用距離に応じて2,000円～38,400円を支給															
	管理職手当	管理職の職務に応じて定額支給															
実績に応じて支給	時間外勤務手当	正規の勤務時間外に勤務を命ぜられ勤務した職員(管理職除く)に対し支給															
	特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康、困難、特殊な勤務に従事した場合支給 ※行旅死人取扱手当、行旅病人取扱手当、診療業務手当、火災出場手当、救急出場手当、救助隊危険業務手当、災害出場手当															
	夜間勤務手当	正規の勤務時間が夜間(午後10時～午前5時)に当たる職員に対し支給															
臨時に支給	宿日直手当	宿日直業務に従事した職員に対し支給 日直手当/4,200円															
	期末・勤勉手当	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>期末手当</th> <th>勤勉手当</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1.225月分</td> <td>0.85月分</td> <td>2.075月分</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.375月分</td> <td>0.95月分</td> <td>2.325月分</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.6 月分</td> <td>1.8 月分</td> <td>4.4 月分</td> </tr> </tbody> </table> 職務の級などによる加算措置/有		期末手当	勤勉手当	計	6月期	1.225月分	0.85月分	2.075月分	12月期	1.375月分	0.95月分	2.325月分	計	2.6 月分	1.8 月分
	期末手当	勤勉手当	計														
6月期	1.225月分	0.85月分	2.075月分														
12月期	1.375月分	0.95月分	2.325月分														
計	2.6 月分	1.8 月分	4.4 月分														
退職手当	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自己都合</th> <th>勤奨・定年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤続20年</td> <td>20.445月分</td> <td>25.55625月分</td> </tr> <tr> <td>勤続25年</td> <td>29.145月分</td> <td>34.5825 月分</td> </tr> <tr> <td>勤続35年</td> <td>41.325月分</td> <td>49.59 月分</td> </tr> </tbody> </table> そのほかの加算措置/有		自己都合	勤奨・定年	勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続25年	29.145月分	34.5825 月分	勤続35年	41.325月分	49.59 月分				
	自己都合	勤奨・定年															
勤続20年	20.445月分	25.55625月分															
勤続25年	29.145月分	34.5825 月分															
勤続35年	41.325月分	49.59 月分															

(5) 職員の平均年齢、平均給料月額、平均給与月額

平成29年4月1日現在

職種	旭市			千葉県		
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	42.5歳	318,584円	365,961円	41.7歳	317,397円	411,112円
技能労務職	49.8歳	280,307円	315,182円	53.3歳	321,180円	381,015円
消防職	36.8歳	280,819円	334,935円	-	-	-
福祉職	40.0歳	278,445円	302,825円	-	-	-

注 給与月額とは、月々支給される給料と諸手当(期末・勤勉手当などを除く全ての手当)の合計をいいます。

(6) 職員の初任給

平成29年4月1日現在

職種	旭市	千葉県
一般行政職	大学卒	184,800円
	高校卒	150,500円
消防職	高校卒	150,500円
福祉職	短大卒	164,700円

3 勤務時間

(1) 勤務時間の状況 平成29年4月1日現在

開始時刻	終了時刻	休憩時間
午前8時30分	午後5時15分	正午～午後1時

4 分限・懲戒処分

(1) 分限、懲戒処分の状況 平成28年度

区分	分限処分				懲戒処分			
	免職	休職	降任	降給	免職	停職	減給	戒告
市長部局等	-	3人	-	-	-	-	-	-
消防	-	1人	-	-	-	-	-	-
合計	-	4人	-	-	-	-	-	-

注 「分限処分」とは、職員が職務を十分に果たし得ないことについて行う処分です。

「懲戒処分」とは、職員の一定の義務違反に対する責任を問う処分です。

5 服務

(1) 年次休暇の状況 平成28年

区分	平均取得日数
市長部局等	7.6日
消防	9.1日

(2) 育児休業等の状況 平成28年度

区分	育児休業取得者			部分休業取得者		
	男	女	計	男	女	計
市長部局等	-	6人	6人	-	1人	1人
消防	-	1人	1人	-	-	-
合計	-	7人	7人	-	1人	1人

注 地方公務員の育児休業等に関する法律により、3歳に満たない子を養育する職員は育児休業を、また小学校就学前の子を養育する職員は部分休業(1日2時間まで)をいずれも無給で取得することができます。

6 研修・人事評価

(1) 職員研修の状況(平成28年度)

職員の能力向上のため、千葉県自治研修センター、東総地区広域市町村圏事務組合などで、専門研修、基本研修などを実施しました。

(2) 人事評価の概要(平成28年度)

地方公務員法の一部改正(平成28年4月1日施行)により導入された人事評価(職員の執務について定期的に人事評価を行い、人事評価を任用や給与など人事管理の基礎として活用する)に相当するものとして、人事考課を実施しています。

本制度は、職務を遂行する中で発揮した能力や、あらかじめ設定した業務目標の達成度を基に評価を行うことを基本とした制度ですが、上司との対話を通じ業務の進捗管理や改善点のフィードバックを行うなど、評価だけではなく組織マネジメントや人材育成への活用を目指した制度としています。

7 福利厚生

(1) 共済制度

職員の生活安定と福祉向上のため、健康保険や年金業務を行う千葉県市町村職員共済組合に加入しています。

(2) 職員互助会

地方公務員法に基づき、職員の健康、福利厚生を図るため、職員互助会で研修助成、文化教養助成、健康管理助成、七夕市民まつり助成、職員体育大会助成などを行っています。

区分	会員掛金	市助成金
平成28年度決算額	12,664,556円	2,310,000円

(3) 健康管理(平成28年度)

職員の健康状態を把握し、健康被害や疾病の早期発見を行うために、定期健康診断などを実施しました。

(4) 公務災害認定件数 平成28年度

区分	認定件数
市長部局等	1件
消防	1件
合計	2件

8 その他

(1) 次世代育成支援特定事業主行動計画の実施状況

職員の仕事と子育ての両立支援のため、次世代育成支援特定事業主行動計画を策定し、子育て支援に関する制度の周知や、出産・育児に係る休暇などの取得促進、時間外勤務時間の縮減などに取り組んでいます。

(2) 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の策定

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、平成28年4月に特定事業主行動計画を策定し、女性職員の活躍推進に取り組んでいます。

(3) 職員の退職管理の状況

地方公務員法が改正され、再就職者による現職職員への働きかけに対する規制などが導入されました。市では「旭市職員の退職管理に関する条例」を制定し、再就職した課長職以上の退職者に届け出を義務付けるなどの措置をしました。平成28年度の届け出はありませんでした。

(4) 勤務条件に関する措置の要求状況

職員は給与・勤務時間、その他の勤務条件について、公平委員会に対して当局より適当な措置が執られることを要求することができます。平成28年度の要求はありませんでした。

(5) 不利益処分についての不服申し立ての状況

懲戒など意に反する不利益な処分を受けた職員は、公平委員会に対して不服申し立てをすることができます。平成28年度の申し立てはありませんでした。

問い合わせ先

総務課職員班 ☎62-5368